

監査監第1318号

令和3年12月23日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市議会議長 島崎 豊 様

さいたま市監査委員 大内 美幸

同 工藤 道弘

同 傳田 ひろみ

同 神坂 達成

財政援助団体等監査（出資団体）結果報告書の提出について（通知）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査（出資団体）を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

## 財政援助団体等監査（出資団体）結果報告書

### 1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準（令和2年3月3日監査委員決定）に準拠して監査を行った。

### 2 監査の対象

#### (1) 出資団体

公益財団法人さいたま市産業創造財団

#### (2) 所管課

経済局 商工観光部 経済政策課

#### (3) 対象事務

出資団体に係る出納その他の事務の執行について（令和2年度及び他の年度）

### 3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

#### (1) 所管課

ア 出資目的及び出資金額等は妥当か。

イ 出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。

ウ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。

エ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

オ 増・減資等はあるか。

カ 出資団体に派遣している職員があり、給与を負担している場合、その根拠は条例に規定されているか。また、職員が派遣先で行う業務は、法に定めるものであるか。

キ 有価証券の保管は良好か。

#### (2) 出資団体

ア 定款及び経理規程等諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

イ 出資が有効に生かされ、市民の福祉の増進につながっているか。受益者負担は適切か。定款に沿って事業運営が行われ、有効性達成を阻害する要因を把握

- し、社会経済情勢の変化に対応しているか。
- ウ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- エ 事業成績及び財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- オ 経営成績及び財政状態は良好か。
- カ 収益率及び財務比率は良好か。また、人件費の内容及び金額は事業規模に  
比し適切か。
- キ 経理・庶務事務は適正に行われているか。
- ク 会計経理及び財産管理は適切か。また、活用されていない財産等はないか。
- ケ 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。
- コ 現金や預金通帳、銀行印の管理体制及び保管場所は適切か。
- サ 経済性・効率性・透明性の観点から適切な契約事務が行われているか。
- シ 団体の内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。
- ス 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。
- セ 公益法人会計基準適用団体について、公益法人制度改革にのっとりた事業運  
営が行われているか。

#### 4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、出資に係る事務事業及び会計経理等が適正に執行されているか否かについて、関係者から説明を聴取するとともに、関係諸帳簿及び証書類の調査を実施した。

#### 5 監査の実施場所及び日程

##### (1) 実施場所

監査事務局及び対象団体内

##### (2) 監査期間

令和3年8月5日（木）から令和3年12月23日（木）まで

#### 6 出資団体の概要

##### (1) 設立目的

さいたま市の特性を生かして、市内中小企業者、創業者等の支援を行うとともに、中小企業等に勤務する者の勤労者福祉向上を図ることにより、地域産業の振興及び豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

## (2) 事業内容

- ア 中小企業者等の経営強化及び技術力向上に係る相談・診断・助言に関する事業
- イ 創業及び新事業創出の促進に関する事業
- ウ 中小企業等に必要な情報の収集及び提供に関する事業
- エ 人材の育成に関する事業
- オ 就労支援に関する事業
- カ 産学官の交流に関する事業
- キ 地域産業の調査研究に関する事業
- ク 勤労者福祉に係る調査研究に関する事業
- ケ 勤労者福祉事業の推進に関する事業
- コ 中小企業勤労者の福利厚生に関する事業
- サ 金融相談に関する事業
- シ 事業資金の貸付及びあっせんに関する事業
- ス その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## (3) 出資状況

市の出資金は2億円であり、出資比率は100%である。

## 7 監査の結果

おおむね適正に行われているものと認められた。ただし、事務の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

### (1) 経済局商工観光部経済政策課

出捐証書等の保管、団体に対する指導監督等について、関係書類等を調査した結果、いずれも適正に行われていた。

### (2) 公益財団法人さいたま市産業創造財団

定款及び諸規程の整備、設立目的に沿った事業の運営、法令等に準拠した決算諸表等の作成、関係帳票等の整備、会計経理及び財産管理等について、関係書類等を調査した結果、事務の一部に次のとおり適正な事務執行を要する事項が見受けられた。

ア 財務諸表に対する注記、「基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」において、退職慰労積立資産と基本財産利息積立資産の前期末残高が、貸借対照表と一致していなかったため、適正な事務処理を行うべきである。

イ 財務諸表に対する注記、「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」において、さいたま市からの補助金が精算前の金額で記載されていたので、適正な事務処理を行うべきである。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指導を行った。